

令和7年度 引越管理者講習の開催について

山梨県トラック協会では、引越事業に携わるトラック運送事業者の実務者に対し、「引越管理者講習」を開催し、管理者としての必要な専門知識を身につけ、標準引越運送約款に基づいた適正な見積りの出し方や、利用者からのクレームに対して、責任と誠意を持って対応できる「引越管理者」の育成を目的に講習会を開催致します。

また、この講習は、「引越事業者優良認定制度」の認定要件の一つとなっており、「申請基準日の過去3年度以内の引越管理者講習修了者」を引越しに係る全ての事業所に1名以上在籍させる必要があります。

なお、「引越管理者講習」は、「引越基本講習」を修了していないと受講できません。

「引越管理者講習」は3年ごとの再受講が必要となっております。

記

1. 日 時 令和7年11月5日（水）10時00分～16時00分（予定）
 ※受付は、9時30分から9時50分
2. 場 所 山梨県自動車総合会館 4階 大会議室 〔山梨県トラック協会〕
 笛吹市石和町唐柏1000-7 TEL 055-262-5561
3. 内 容 引越業務の現状等について/標準引越運送約款の改正について
 紛失、毀損、遅延に係る賠償の対応について（グループ討議） 等
4. 対象者 平成17年度以降の全ト協統一形式引越基本講習を受講された方
 ※令和4年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新が必要になります。
5. 受講定員 20名（定員になり次第締め切り）
6. 受講料 受益者負担費用としまして、2,000円徴収させていただきます。
7. 持ち物 ・筆記用具 ・名刺（複数枚） ・自社で使用している見積書
 ・同年度内に基本講習を受講された方は、講習で使用したテキストをご持参下さい
8. 受講申込 様式（B）引越管理者講習〔申込書兼受講票〕を、10月20日（月）までに山梨県トラック協会へ郵送又は窓口までお届け願います。（FAX不可）

◆ 様式（B）は、ホームページ（山ト協 H・P）へ掲載しております。